

[事案 26-157] 満期保険金増額支払請求

・平成 27 年 4 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

保険金額が変更（減額）されたことについて、通知と説明義務が尽くされていないこと等を理由に、当初の保険内容に従い、生存保険金の支払いと遅延損害金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年に養老保険・医療保険の組合せ保険を契約したが、平成 12 年 10 月契約時の保険会社が更生手続開始決定を受けたことにより、養老保険の死亡保険金額および生存保険金額が変更（減額）された。以下の理由により、当初の養老保険の生存保険金額と遅延損害金を支払ってほしい。

- (1) 契約内容変更の通知と説明義務が尽くされておらず、保険会社には重大な過失がある。もし知らされていたら別の資金運用を考えていた。
- (2) 契約内容の変更について承諾していない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 更生計画の内容については、平成13年3月、更生計画案の概要等を記載した冊子を普通郵便にて送付しており、平成13年4月には「ご契約内容のお知らせ」を送付している。また、官報、全国紙・地方紙への広告掲載により、更生計画に関する案内や問合せ先の周知に努めていた。
- (2) 申立人に対して、複数回に渡り、減額後の保険金額を知り得る通知を送付している。具体的には、平成14年以降毎年「ご契約内容のお知らせ」等を普通郵便で郵送している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約内容変更の際、保険会社に不適切な対応があった等保険会社に指摘すべき特段の個別事情を見出せないことから、和解による解決の見込みはないと判断して業務規程第37条に基づき手続を終了した。

<参考>

○和解による解決の見込みはないと判断した理由は、以下のとおり。

(1) 更生特例法による契約内容の変更

会社更生手続きに適用される更生特例法によると、従前の保険契約の内容が、更生計画の認可の決定により、その時から、個々の保険契約者の個別の承諾を必要とせず、更生計画に基づき変更される。

なお、保険契約者の権利行使は生命保険契約者保護機構により代理され、議決権も行使されるが、保険契約者が自身で更生手続に参加し、議決権を行使することも認められている。

(2) 本件における契約内容の変更

更生管財人から提出された更生計画案は関係人集会で可決され、平成13年4月に東京地方裁判所により更生計画の認可決定がなされた。

更生計画の認可決定により、従前の全ての保険契約の内容は更生計画に従って変更され、本契約についても変更（減額）された。この変更（減額）は、更生特例法に基づく変更であり、申立人による承諾がなくてもその効力を生じる。

(3) 通知文書の送付について

契約内容変更の通知文書の宛先とされた平成13年3月ないし4月当時の申立人の住所が現住所と変更のないこと、保険会社から通知された契約満期の案内、満期保険金据置きのご案内、本件に関する諸文書が申立人の住所に配達されていることを考えると、日本における郵便事情の下では、申立人が受領していないと主張する上記通知文書も申立人の住所に配達されたものと推認できる。

申立人は、通知文書の配達方法が普通郵便であったことについて主張するが、更生特例法によると、通知を書留郵便等で郵送することは求められていない。よって、上記通知文書により保険契約者に対する説明は十分尽くされており、周知を図るため、新聞広告も行われている。